

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の追試等について

令和4年8月1日
神奈川工科大学 企画入学課

1. 追試等について

入学者選抜試験当日に新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、令和5年度入学者選抜試験の受験ができなかった場合、次の選抜方法の区分に応じてそれぞれに定める方法により追試験または他方式・他日程への変更（以下、「追試等」といいます。）等の対応をします。

(1) 総合型選抜

他方式への変更をご検討ください。

(2) 学校推薦型選抜

全方式とも12/10に本学会場のみにて追試験を実施します。

(3) 一般入試

A日程の受験生はB日程への変更をご検討ください。この場合、検定料の差額があるときは返還いたします（下記4.ただし書き以下を参照願います。）。なお、B日程の受験生は変更ができませんので、共通テスト方式をご検討いただくか下記4.の取扱とさせていただきます。（令和5年度大学入学共通テストの受験をご検討ください。）

2. 追試等の申請

(1) 総合型選抜・学校推薦型選抜・一般入試は、各選抜試験実施日の10:00～15:00に受験票記載の企画入学課宛にお電話にてお申し出ください。

(2) 診断書その他事由の証明となる医療機関・公的機関発行の書面を提示していただきます。

(3) 申請内容や書面を確認の上、速やかに追試等の対応を決定し手続きについてお知らせします。

3. 入学手続き等

入学手続き期間については、追試等の申請時に個別にお知らせします。

4. 追試等が難しい場合は、入学検定料の返還をします。ただし、決済手数料・クレジット手数料の返還は出来ませんのでご了承ください。なお、返還に掛かる送金手数料はご負担いただきますので合わせてご了承ください。

以上